

厚生労働大臣の定める掲示事項

(2025年7月1日現在)

I 入院基本料に関する事項

療養病棟入院基本料1（西棟2階）

当病棟では1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

また、1日に8人以上の看護補助者（介護職員・看護助手）が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は13名以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は13名以内です。
- ・夕方16時30分～深夜00時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は25名以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は50名以内です。
- ・深夜00時30分～朝8時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は25名以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は50名以内です。

障害者施設等入院基本料（西棟3階）

当病棟では1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

- ・朝8時30分～夕方16時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は5名以内です
- ・夕方16時30分～深夜00時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は25名以内です。
- ・深夜00時30分～朝8時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は25名以内です。

地域包括ケア病棟入院料2（東棟2階）

当病棟では1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

- ・朝8時30分～夕方16時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は8名以内です
- ・夕方16時30分～深夜00時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は19名以内です。
- ・深夜00時30分～朝8時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は19名以内です。

療養病棟入院基本料1（東棟3・4階）

当病棟では1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

また、1日に9人以上の看護補助者（介護職員・看護助手）が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は12名以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は12名以内です。
- ・夕方16時30分～深夜00時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は30名以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は30名以内です。
- ・深夜00時30分～朝8時30分 : 看護職員1人当たりの受持ち患者数は30名以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者数は30名以内です。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

III 入院時食事療養について

入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。

IV 明細書の発行状況

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点をご理解いただいた上で、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

V 保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、入院ケアセット、紙おむつ代、テレビ代、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用料、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

VI 基本診療料の施設基準等に係る届出

◆療養病棟入院基本料1 ◆療養病棟療養環境加算I ◆在宅復帰機能強化加算 ◆障害者施設等入院基本料 ◆特殊疾患入院施設管理加算 ◆地域包括ケア病棟入院料2 ◆医療安全対策加算2（医療安全対策地域連携加算2） ◆感染対策向上加算3（連携強化加算・サーベイランス強化加算） ◆データ提出加算 ◆患者サポート体制充実加算 ◆データ提出加算 ◆診療録管理体制加算3 ◆認知症ケア加算2 ◆入院時食事療養及び入院時生活療養I ◆入退院支援加算1 ◆栄養サポートチーム加算 ◆医療DX推進体制整備加算 ◆医療情報取得加算

VII 特掲診療料の施設基準等に係る届出

◆薬剤管理指導料 ◆がん性疼痛緩和指導管理料 ◆医療機器安全管理料1 ◆検体検査管理加算1 ◆透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 ◆導入期加算2及び腎代替療法実績加算 ◆人工腎臓 ◆ニコチン依存症管理料 ◆遠隔画像診断 ◆CT撮影及びMRI撮影 ◆下肢末梢動脈疾患指導管理加算 ◆糖尿病透析予防指導管理料 ◆糖尿病合併症管理料 ◆脳血管疾患等リハビリテーション料1 ◆運動器リハビリテーション料1 ◆呼吸器リハビリテーション料1 ◆がん治療連携指導料 ◆腎代替療法指導管理料 ◆外来・在宅ベースアップ評価料I ◆入院ベースアップ評価料44